長崎県警察本部庁舎売店
出 店 者 公 募 要 項

令和８年11月

長崎県警察本部警務部装備施設課

目次

第１ 公募の内容
　１ 公募目的 ・・・・・・・・・・・・ １
　２ 指定する用途 ・・・・・・・・・・・・ １
　３ 出店する場所 ・・・・・・・・・・・・ １
　４ 出店にあたっての基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・ １
　５ 出店に関する内容 ・・・・・・・・・・・・ ２
　６ 使用の制限等 ・・・・・・・・・・・・ ３
　７ 建築・設備の諸条件 ・・・・・・・・・・・・ ４
第２ 出店に関する主な条件
　１ 出店方法及び根拠 ・・・・・・・・・・・・ ５
　２ 使用許可物件 ・・・・・・・・・・・・ ５
　３ 使用許可期間 ・・・・・・・・・・・・ ５
　４ 行政財産使用料 ・・・・・・・・・・・・ ５
　５ その他の経費 ・・・・・・・・・・・・ ５
　６ 使用許可の取り消し ・・・・・・・・・・・・ ６
　７ 原状回復 ・・・・・・・・・・・・ ６
　８ 損害賠償 ・・・・・・・・・・・・ ６
　９ 使用許可の取り消しによる損失の扱い ・・・・・・・・・・・・ ７
　10 定期報告等 ・・・・・・・・・・・・ ７
　11 その他 ・・・・・・・・・・・・ ７
第３ 応募の手続等
　１ スケジュール ・・・・・・・・・・・・ ７
　２ 応募者の資格 ・・・・・・・・・・・・ ８
　３ 公募要項の配布期間及び場所 ・・・・・・・・・・・・ ９
　４ 公募内容に関する質問の受付 ・・・・・・・・・・・・ ９
　５ 応募申込書等の提出 ・・・・・・・・・・・・ 10
　６ 応募申込書等の要件及び取扱い ・・・・・・・・・・・・ 10
第４ 審査及び選定について
　１ 選定委員会の設置 ・・・・・・・・・・・・ 11
　２ 審査及び選定の方法 ・・・・・・・・・・・・ 11
　３ 選定結果の通知 ・・・・・・・・・・・・ 12
　４ 選定結果の公表 ・・・・・・・・・・・・ 12
　５ 出店決定後の諸手続 ・・・・・・・・・・・・ 12
第５ 応募にあたっての留意事項等
　１ 業務提携について ・・・・・・・・・・・・ 12
　２ 選定の対象からの除外 ・・・・・・・・・・・・ 13
　３ 応募の辞退 ・・・・・・・・・・・・ 13
　４ 応募に関する費用負担 ・・・・・・・・・・・・ 13

別表１　応募申込にあたって提出を要する書類
別表２　応募申込に必要な書類
（フランチャイズ運営会社と第三者の連名で応募する際に、第三者が提出する書類）
（応募者が運営主体となり第三者との業務提携等を活用して運営を行う場合に第三者が提出する書類）
別表３　企画提案項目及び審査に係る評価の視点
別表４　評価の方法

様式第１号 応募申込書
様式第２号 誓約書
様式第３号 業務概要書
様式第４号 質問書
様式第５号 企画提案書
様式第６号 応募申込事項変更届出書
様式第７号 応募申込辞退届出書

別紙１　長崎県警察本部庁舎位置図
別紙２　出店場所図
別紙３　物品搬入等経路図
別紙４　設備諸条件一覧表

長崎県警察本部庁舎売店出店者公募要項

第１　公募の内容

１　公募目的

長崎県（以下「県」といいます。）では、警察職員の福利厚生及び来庁者の利便性を図りつつ県有財産を有効に活用するため、長崎県警察本部庁舎内に売店を設置しています。現在の出店者の使用許可期限が令和９年３月末までとなっており、令和９年４月から新たに県が提示する諸条件の下、出店について自ら企画立案するとともに、店舗経営に豊富な経験や実行力等を有する出店者を公募します。

２　指定する用途

長崎県警察本部庁舎における「売店」の設置及び運営に関する一切の業務

３　出店する場所

(1) 名称　長崎県警察本部庁舎
(2) 所在　長崎県長崎市尾上町３番３号：別紙１「長崎県警察本部庁舎位置図」参照
(3) 時期　令和９年４月１日～
（営業開始時期：開店準備が整い次第すみやかに）
(4) 面積　約22㎡（使用許可部分）
(5) 出店場所　３階：別紙２「出店場所図」参照

４　出店にあたっての基本的な考え方

企画立案にあたっては、特に次のような点を重視してください。

(1) 店舗内容及び良質なサービス向上への取組
ア　売店の概要、コンセプト、どのような店舗を目指すのか
イ　営業時間及びその理由と利用者を増やすための工夫
ウ　利用者からの要望、苦情等への対応
エ　長崎県警察本部庁舎の売店を運営するにあたり、アピールできる特徴、優位性、強み等

(2) 商品・サービスの内容
ア　商品・サービスの構成・価格
イ　長崎県警察本部庁舎内売店特有のサービス等

(3) 安定的な店舗運営の確保
ア　長崎県警察本部庁舎売店の運営に係る収支計画
イ　売店運営の組織体制及び責任者、従業員の配置計画、勤務体制（時間帯別の配置人員等）
ウ　法人の経営状況
エ　これまでの売店等の運営実績、経験、ノウハウ
オ　災害発生時における県への協力
カ　防犯・防災等の安全管理について、事故防止の体制及び事故への対応策

キ　食品衛生管理について、事故防止の体制及び事故への対応策

ク　利用者からの要望・クレーム等への対応

(4) 地域経済への貢献及び県産品の販路拡大・地産地消の取組への協力

(5) 食品衛生への取組及び環境への配慮

ア　食品の衛生確保、従業員への衛生教育

イ　廃棄物の適正処理及び環境配慮の取組について

ウ　店舗に設置する設備・機器類の省エネルギーへの配慮

5　出店に関する内容

(1) 営業日及び営業時間

ア　営業日は、下記ウに掲げる平日のみとします。平日以外の営業はできません。

イ　営業時間は、平日の午前９時から午後３時までの営業を必須とし、必須営業時間を越える営業は、本公募要項に基づく審査を経て出店が決定した者（以下、「出店者」といいます。）の企画提案書（様式第５号）による提案に基づき、県と協議のうえ決定することとします。

ウ　平日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から１月３日）を除く日です。

(2) 営業時間等に関する留意事項

ア　平日以外の日及び平日の執務時間（午前９時00分から午後５時45分）以外は、３階の出入口が閉鎖されるため、１階からしか出入りができません。

イ　３年に１回程度、平日を除く日に、電気設備点検のため終日停電する日があります。

ウ　出店後に営業時間の見直しを行うことも可能としますが、県が承認する場合に限り変更できることとします。

(3) 取扱商品等

ア　取扱商品及びサービス

売店で取り扱う商品及びサービスは次のとおりです。

区 分	取扱商品及びサービスの名称
必須品目	・米飯類（弁当、おにぎり等）、パン、調理パン、菓子類、ソフトドリンク、インスタント食品、コーヒー、お茶 ・文具、日用品（ティッシュペーパー、ハンカチ、歯磨き類） ・収入印紙、郵便切手 ・手数料収納事務
禁止品目	・アルコール類（長崎県の特産品等で、県が特に認めたものは除く。） ・アダルト関連商品

イ　必須条件

県が公用で商品を購入する際に、掛売で対応ができることを必須条件とします。

ウ　その他

応募にあたっては、取扱を希望する商品を禁止品目に該当しない範囲で自由に提案してください。

(4) その他

ア　庁舎内には、３階に食堂、各階に自動販売機があり、商品内容が競合する場合があります。また、昼食時間帯において、庁舎内で弁当販売を行う業者があります。

イ　長崎県警察本部庁舎の勤務者数は約850人です。

ウ　長崎県警察本部職員の勤務時間は、原則午前９時から午後５時45分（休憩時間は正午から午後１時まで）です。

6　使用の制限等

(1) 店舗の制限

ア　出店者は使用許可物件及び貸与物件を売店の営業以外の用途に供することはできません。

イ　出店者は、使用物件及び貸与物件を善良な管理者の注意をもって、維持保全しなければなりません。

ウ　上記イの規定による維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費（電球等の交換を含む。）は、出店者の負担とします。

エ　出店者は、使用許可に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等（以下「名義貸し等」という。）をすることはできません。

ただし、出店者が本公募要項に掲げる手続を経た場合に限り、出店者がフランチャイズ運営会社となり、自らの責任において第三者（フランチャイズ加盟店又はフランチャイズ加盟予定者）に運営を任せることができることとします。この場合の手続については、本公募要項第３の５「応募申込書等の提出」の(1)「提出書類及び提出部数」のただし書きによります。

オ　使用許可を受けた部分について修繕その他の行為をしようとするとき、又は企画提案書により提案した事項に変更を加えようとするときは、事前に書面により県の承認を受ける必要があります。この場合の修繕等は出店者自らが行うこととし、その費用も出店者の負担とします。

カ　現出店者が導入した設備等を新出店者が引き継ぐ場合は、現出店者は、当該設備等を原状回復の対象から除外することについて県と協議のうえ、承認を受ける必要があります。また、新出店者は、自身の退去時に引き継いだ設備等を確実に撤去し、原状回復を行ったうえで使用物件を返還してください。

(2) 店舗工事の制限等

ア　出店者は、出店にあたり、企画提案に基づき自らの責任と負担において営業に必要な店舗工事を行うことができます。

イ　店舗工事にあたっては、事前に県と設計及び施工の協議を行ったうえ、必ず県の承諾を得ることとします。県は工事終了後に履行確認を行い、この確認をもってエ事完了となります。

ウ　店舗内の間仕切り位置は、建築基準法の制約を受けるため、建具の追加、間仕切り位置の変更、天井高さの変更等を依頼する場合があります。

エ　柱、梁等の構造体には、原則としてアンカー設置はできません。ただし、県とアンカーの仕様、設置位置等について協議を行い、県が承諾した場合については、設置可能とします。

(3) 防災上の配慮

ガス及び裸火は使用できません。

(4) 商品の仕入れ・管理及び搬入・廃棄物の搬出等

ア　仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れるとともに、販売商品の瑕疵については、出店者がすべて責任を負うこととします。

　また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、取扱商品については適温管理を行い鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守しなければなりません。

イ　店舗には来店者用の出入口しかないため、店舗への商品の搬入及び店舗からの廃棄物の搬出は、来店者用の出入口から行うこととします。

ウ　商品の搬入及び廃棄物の搬出等に必要なトラック等は、１階玄関前のスペースに停車し、１階玄関からエントランスに入り、エレベーターで３階まで行き、売店へ商品を搬入又は廃棄物の搬出等を行うこととします。(別紙３物品搬入等経路図参照)

エ　店舗で販売した商品・包装等から発生する全ての廃棄物について、その回収に必要な容量の回収ボックスを出店者の負担で店内に設置することとします。

　また、回収した廃棄物を含む使用許可物件で発生する全ての廃棄物の処理は、出店者が行うものとし、その費用も出店者の負担とします。

(5) 防犯対策について

出店者は使用許可を受けた部分の防犯対策を自ら行うこととします。

(6) 事故等の未然防止と発生時の対応について

出店者は、事故（食中毒等）や販売上のトラブル等の未然防止に万全を期すとともに、万が一事故等が発生した場合や利用者からの苦情があった場合は、出店者が責任をもって処理するとともに、県に対してその内容を迅速に報告してください。

(7) その他

ア　使用許可物件内は全て禁煙とします。

イ　店舗の設置・運営にあたっては、関係法令及び県の関係諸規程等に定める事項を遵守しなければなりません。

7　建築・設備の諸条件

別紙４のとおり

第２　出店に関する主な条件

１　出店方法及び根拠

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項の規定に基づく行政財産の使用許可により出店するものとします。

２　使用許可物件

本公募要項第１の３の「出店する場所」のとおり。

３　使用許可期間

(1) 使用許可期間は、令和９年４月１日から令和10年３月31日までです。ただし、出店者の行政財産の使用状況等を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げないと県が判断した場合は、当初の使用許可から５年を限度として、使用許可を更新することとします。

(2) 使用許可の更新を受けようとするときは、許可期間満了２か月前までに書面をもって知事に申請しなければなりません。

(3) 出店者又は県が使用許可の更新を希望しない場合は、期間満了の６か月前までに書面により相手方に申し出るものとします。

(4) 店舗の設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含みます。

４　行政財産使用料

(1) 行政財産使用料は、長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例（昭和39年長崎県条例第29号）第８条第１項第１号別表第１の規定に基づく算式により算定した額と、前年度の売上総収入額に営業料率（3.78%）を乗じて得た額に消費税率及び地方消費税率を乗じて得た額を加算した額のどちらか高い額を使用料とします。

《売上総収入額ごとの行政財産使用料（概算)》

	売上総収入額	行政財産使用料
①	～10,000千円未満	～416千円未満
②	10,000千円～20,000千円未満	416千円～832千円未満
③	20,000千円～	832千円～

・令和９年度の行政財産使用料（売上総収入額による算出）は、上記の表②の範囲内の予定です。

(2) 使用料は、年度ごとに県が発行する納入通知書により、県が指定する期日までに全額前納していただきます。

５　その他の経費

(1) 使用許可期間中に使用許可物件等で使用した光熱水費等のうち、次に掲げるものは出店者の負担とします。毎月、県が納入通知書を発行しますので、指定する期日までに納付していただきます。

ア　計量器（子メーター）により使用実績が判明する電気料金、上下水道料金、下水道料金(上水道使用料相当分）については、実費相当額（基本料金含む。）

イ　トイレ等の共用部分に係る上下水道料金については、次の算式により算出した推計額

「所要経費」×「使用許可物件を常時使用する者の数」／「長崎県警察本部庁舎を常時使用する者の数」

(2) 塵芥処理料及び空きビン・空き缶・ペットボトル回収処理業務手数料は徴収しません。第１の６の(4)に掲げるとおり、出店者は自ら使用許可物件で発生した廃棄物を処理することとします。

(3) 清掃料は徴収しません。出店者は清掃を自ら行うこととします。

６　使用許可の取り消し

県は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができるものとします。

(1) 出店者が本公募要項第１の６の「使用の制限等」に違反したとき

(2) 出店者が本公募要項第３の２の「応募者の資格」を失ったとき

(3) 出店者が企画提案書の内容と異なった店舗・サービス内容で出店しようとしたとき、又は出店後に企画提案書の内容と著しく異なった運営を行ったとき

(4) 公用又は公共用に供するため必要を生じたとき、使用料を滞納したとき、使用許可条件に違反したとき、その他知事が必要と認めるとき

７　原状回復

(1) 使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了したときは、出店者は、自己の負担で、県が指定する期日までに、使用許可物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、県が特に承認したときは、この限りではありません。

(2) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、県は出店者の負担においてこれを行うこととします。

８　損害賠償

(1) 出店者は、その責めに帰する理由により、使用許可物件の全部若しくは一部を滅失し、又は損傷したときは、損害賠償として当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を県に支払わなければなりません。ただし、出店者において使用許可物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

(2) 上記(1)に掲げる場合のほか、出店者が本公募要項に定める条件を履行しないために県に損害を与えた場合は、損害賠償としてその損害額に相当する金額を支払わなければなりません。

(3) 上記(1)及び(2)に掲げる場合のほか、出店者は、使用許可物件の使用又は工事にあたり、県又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任においてその損害を賠償しなければなりません。

９　使用許可の取り消しによる損失の扱い

（1）本公募要項第２の６の「使用許可の取り消し」の規定により使用許可を取り消した場合において、その取り消しにより出店者に損失が生じても、県はその損失を補償しません。また、出店者は県に対し一切の補償請求をできないこととします。

（2）使用許可が取り消された場合において、出店者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求をできないこととします。

10　定期報告等

出店者は、毎年度終了後、すみやかに利用者数や収支の実績を含め、企画提案内容に沿った取組実施等を記載した事業報告書（任意様式）を作成し、県に提出するものとします。また、県は使用許可物件について随時に調査を実施し、又は必要な報告を求め、その使用に関し指示することができるものとします。

なお、使用料の算出根拠となる売上収入実績（月額）について、県が報告を求めた場合、出店者は速やかに提出することとします。

11　その他

（1）出店者は、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好で適正な状態に保たなければなりません。

（2）使用許可条件については、本要項に定めるもののほか、関係法令及び県の関係条例又は規則等に定めるところによります。

（3）庁舎内は禁煙です。

（4）庁舎の設備点検のため、営業時間内外を問わず店舗内に警察職員又は県の委託業者が立入ることがあります。

（5）売店従業員用の駐車場・駐輪場はありません。

第３　応募の手続等

１　スケジュール

項　　目	期間又は期日
①　公募要項の配布	令和８年11月16日～令和８年12月21日
②　質問の受付	令和８年11月16日～令和８年11月30日
③　質問に対する回答	令和８年12月４日
④　上記③の回答に対する質問受付	令和８年12月４日～令和８年12月９日
⑤　上記④の質問に対する回答	令和８年12月14日
⑥　応募申込書等の受付	令和８年12月14日～令和９年１月８日
⑦　プレゼンテーション実施通知	令和９年１月中旬
⑧　プレゼンテーション及びヒアリング	令和９年１月下旬
⑨　売店出店者の決定	令和９年１月下旬
⑩　売店開店	令和９年４月予定

２　応募者の資格

応募者及び共同応募者は、次の(1)から(13)の全ての要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 長崎県警察本部庁舎内に設置する店舗の基本的な考え方及び使用許可の趣旨を理解し、出店に意欲のある者であること。

(2) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。

(3) 長崎県内に本店、支店、営業所又はその他事業所を有している事業者で、店舗の企画・運営のノウハウを持ち、かつ長崎県内で飲食料品を中心とした小売店舗の健全な運営実績を３年以上有する法人であること。

なお、当該法人がフランチャイザーとなり、第三者（フランチャイジー）に運営を任せようとする場合の第三者は法人のみ可。

また、応募者が第三者との業務提携を活用して運営を行うことも可能とします。ただし、名義貸し等の制限に該当しないこと及び応募者が運営の主体となり、運営に係る責任を負うことが必要です。

(4) 売店の運営にあたり、資格又は免許を必要とするものについては、当該資格又は免許を有する者を従事させることができる者であること。

(5) 法人の代表者が成年被後見人、被保佐人でないこと又は破産者でないこと。

(6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第１項若しくは第19条第１項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(7) 長崎県税に係る滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納がない者であること。

(8) 法人の代表者及び役員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員等ではないこと。また、暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(9) 「長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領(平成29年12月21日付け崎組(行企)第266号)」に基づく排除措置を受けていないこと。

(10) 「長崎県建設工事暴力団対策要綱」に基づく指名除外を受けていないこと。

(11) 法人の代表者及びその役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。

(12) 公共の安全及び福祉を脅かす団体又は団体に属する者でないこと。

(13) 長崎県が行う競争入札に関する指名停止又は入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

３　公募要項の配布期間及び場所

(1) 配布期間

令和８年11月16日(月)から令和８年12月21日（月）まで（平日以外の日を除く。）の間、配布します。

なお、下記(2)に掲げる場所での配布は各日とも午前９時から午後４時までの間（正午から午後１時までの間を除きます。）とします。

(2) 配布場所

〒850-8548 長崎県長崎市尾上町３番３号

長崎県警察本部警務部装備施設課

ＴＥＬ：095-820-0110 ＦＡＸ：095-826-3488

(3) その他

公募要項については、配布期間中に長崎県警察のホームページからもダウンロードできます。

アドレス　https://www.police.pref.nagasaki.jp/

4　公募内容に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和８年11月16日(月)から令和８年11月30日(月）の午後４時までの間

(2) 質問方法

「質問書」（様式第４号）を下記宛てに提出してください（ＦＡＸ可)。なお、郵送又はＦＡＸで提出した場合は、確認のため、提出先へお電話ください。

(3) 提出先

第３の３の(2)に同じ。

(4) 回答方法

受け付けた質問及び回答をとりまとめのうえ、令和８年12月４日(金）に長崎県警察のホームページに公表することにより回答します。

(5) 再質問

上記(4)で公表した回答内容について質問がある場合は、令和８年12月４日（金）から令和８年12月９日（水）の午後４時までの間、上記(2)「質問方法」及び(3)「提出先」の方法により再質問を受け付けます（上記(4)の回答内容に関する質問に限る)。

受け付けた再質問への回答は令和８年12月14日(月)に長崎県警察のホームページで公表します。

(6) その他

ア　質問は上記(2)の「質問書」のみで受け付けます。口頭での質問への回答はできません。

イ　本公募要項及び手続等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

5　応募申込書等の提出

応募の申し込み及び企画提案にあたっては､次のとおり提出書類を提出してください。

(1) 提出書類（以下「応募申込書等」といいます。）及び提出部数

別表１のとおり。

ただし、本公募要項第１の６「使用の制限等」の(1)「店舗の制限」のエのただし書に規定する「出店者が本公募要項に掲げる手続を経た場合に限り」として認められる手続については、フランチャイズ運営会社と第三者との連名（共同応募者）により応募申込みを行うとともに、当該第三者は、別表２に掲げる書類を提出してください。

なお、出店者が運営主体となり、第三者との業務提携等を活用して運営を行う場合は、第三者（提携先）との連名（共同応募者）による応募とし、別表２に掲げる書類を提出してください。

(2) 提出期間及び提出方法

令和８年12月14日(月)から令和９年１月８日(金)まで（平日以外の日を除く）の間に持参又は郵送(書留郵便に限ります)により提出してください。

なお、持参の場合の受付時間は、各日とも午前９時から午後４時までの間（正午から午後１時までの間を除きます。）とします。

郵送による場合は、令和９年１月８日（金）の午後４時必着とします。

(3) 提出場所（あて先）

本公募要項第３の３の（2）の「配布場所」(長崎県警察本部警務部装備施設課)に同じ。

(4) その他

ア　上記に掲げる書類のほか、県が必要とする書類の提出を求めることがあります。

イ　提出内容の変更は、上記(2)の提出期間内に限り可能とします。変更が生じた場合は、速やかに「応募申込事項変更届出書」(様式第６号)により届け出のうえ、変更後の書類を提出してください。

６　応募申込書等の要件並びに取扱い

(1) 応募申込書等の要件

応募申込書等は、次に掲げる要件のいずれも満たしていることが必要です。

ア　本公募要項に定める提出期間、提出方法及び提出先に適合していること。

イ　記載事項に不備がないこと。

(ｱ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること。

(ｲ) 記載すべき事項が全て記載されていること。

(ｳ) 虚偽の内容が記載されていないこと。

(2) 応募申込書等の取扱い

ア　応募申込書等に記載された個人情報は、出店者に関する審査、選定及び決定その他の出店手続を実施する目的以外に応募者に無断で使用することはありません。

イ　県は、「長崎県警察本部庁舎食堂・売店出店者選定委員会」(以下「選定委員会」といいます。）に対し、その所掌事務を遂行するために必要な範囲内で、企画提案書を提供します。

ウ　提出された応募申込書等は、理由の如何を問わず返却しません。

エ　県が提示する公募要項等の著作権は県に帰属し、応募者が提出した応募申込書等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

オ　県は、出店手続に係る事務の遂行上必要な範囲において、応募申込書等の複製を

作成することができるものとします。

カ　応募申込書等の内容に含まれている特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

第４　審査及び選定について

１　選定委員会の設置

出店者の選定を行うため選定委員会を設置します。

なお、選定委員会は非公開とします。

２　審査及び選定の方法

審査及び選定は、次の方法により実施します。

(1) 応募資格等審査

応募書類を受理した全ての者を対象として、本公募要項第３の２「応募者の資格」及び第３の６の(1)「応募申込書等の要件」（以下、「応募の要件」といいます。）に適合しているかについて、長崎県警察本部警務部装備施設課において事前審査を行い、その結果を選定委員会に報告します。

選定委員会は、報告された事前審査の結果に基づき審査し、応募の要件に適合しないと判断された応募者は失格となります。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア　選定委員会は、上記(1)の資格審査の結果、応募の要件に適合すると判断した応募者を対象としてプレゼンテーション及びヒアリングを行います。ただし、応募者が多数の場合は、書類審査で一定数に選定したうえで、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。

イ　プレゼンテーションでは、企画提案書(様式第５号)の提案内容を20分以内で説明していただき、その後、主として企画提案書の内容についてヒアリングを行います。

ウ　プレゼンテーション及びヒアリングは、令和９年１月下旬の実施を予定しており、応募の要件に適合すると判断した応募者に対し、令和９年１月中旬ごろに日程、会場等の通知をします。

エ　上記(1)の資格審査の結果、失格となった者及び応募者多数の場合で書類審査により選定されなかった者は、プレゼンテーション及びヒアリングに参加できません。これらに該当する者には、令和９年１月中旬ごろその旨通知します。

オ　プレゼンテーション及びヒアリング審査を欠席した場合は、応募を辞退したものとみなします。

(3) 提案内容審査及び出店候補者の選定

ア　選定委員会の各委員は、提出された応募申込書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、別表３「企画提案項目及び審査に係る評価の視点」に基づき総合的に審査し、別表４「評価の方法」により得点化（100点満点）します。

イ　県において各委員の合計得点を集計し、総得点が最も高い者を出店者として選定

します。

ウ　最高得点者が複数となった場合は、選定委員会において協議のうえ、出店者を選定します。

３　選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション及びヒアリング参加者に対して令和９年１月下旬ごろに文書にて通知します。

４　選定結果の公表

選定結果の通知後、以下の(1)～(3)について長崎県警察ホームページにおいて公表します。

(1) 選定された者の氏名

(2) 応募者（選定された者のみ実名を公表し、落選者については名前を伏せて公表する）

(3) 選定結果（審査基準及び項目別採点結果）

５　出店決定後の諸手続

出店者決定後、県と出店者との間で行政財産使用許可の手続を行います。手続の方法については、出店者あて別途通知します。

また、出店者には取扱い商品販売に係る各種指定等を受けるための手続を行っていただきます。

第５　応募にあたっての留意事項等

１　業務提携について

応募者が業務提携を活用して運営を行うことも可能とします。ただし、名義貸し等の制限に該当しないこと及び応募者が運営の主体となり、運営に係る責任を負うことが必要です。

２　選定の対象からの除外

応募者が次のいずれかに該当するときは、その者を審査対象から外し、若しくは出店者の決定を取り消す場合があります。

(1) 選定委員会の委員若しくは選定手続業務に従事する県職員又はその関係者に対し、本公募について不正に接触する行為その他公正な選定を妨げる行為の事実が判明した場合

(2) 本公募について不正な利益を得るために連合した場合

(3) 応募申込書等に虚偽の記載が確認された場合

(4) 複数の事業計画又は収支計画を提出した場合

(5) その他選定の手続において不正な行為があったと県が認めた場合

(6) 応募者の資格を満たしていないことが判明した場合

(7) 応募者による売店運営業務の遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

(8) 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が出店者としてふさわしくないと県が判断したとき

3　応募の辞退

応募申込書等を提出した後に辞退する場合は、直ちに「応募申込辞退届出書」（様式第７号）を本公募要項第３の３の(2)「配布場所」（長崎県警察本部警務部装備施設課）に提出してください。

4　応募に関する費用負担

本公募に係る手続に関し応募者が要する費用は、応募者の負担とします。